

平成 29 年 5 月 8 日

区 長 様

日本赤十字社千葉県支部  
一宮町分区長 馬淵 昌也

一宮町社会福祉協議会  
会 長 白 井 陽

日本赤十字社社資（会費）募集のご協力について

青葉の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
また日頃より、赤十字活動の推進にご尽力、ご支援を賜り心から感謝を申し上げます。

日本赤十字社は“人間のいのちと健康、尊厳を守る”ことを基本的な使命として  
様々な人道的活動を展開しています。

こうした赤十字の事業は皆様からお寄せいただく社資が主な財源となっています。  
そのため、毎年5月・6月の2ヶ月間を「赤十字運動月間」として赤十字の事業  
について広くお知らせし、多くの方に赤十字活動資金にご協力いただけるよう、お  
願いをされているところです。

つきましては、区長各位にはご多忙のところ大変恐縮に存じますが、この趣旨を  
ご理解いただき、下記によりお取りまとめ頂きたくよろしくお願い申し上げます。  
尚、一世帯あたりの募集金額につきましては目標額であり、強制するものではありませんが、ご協力賜りますよう申し添えさせていただきます。

記

1. 募集金額 活動社資 一世帯 500 円
2. 期 限 6 月 30 日（金）までに一宮町社会福祉協議会へご持参下さるよう  
お願いいたします。

お問い合わせ先  
一宮町社会福祉協議会  
住所 一宮町一宮 1865  
電話 42-3424



# 回 覧

平成 29 年 5 月 8 日

町民各位

日本赤十字社千葉県支部  
一宮町分区長 馬淵 昌也

一宮町社会福祉協議会  
会 長 白 井 陽

## 日本赤十字社社資（会費）募集のご協力について

日頃より、赤十字活動の推進につきましては、町民の皆様のご支援ご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

日本赤十字社は“人間のいのちと健康、尊厳を守る”ことを基本的な使命として国内における災害救護活動をはじめ、ボランティア活動、医療事業、血液事業や世界の各地で多発する紛争・災害等の緊急救援活動、開発支援事業などの人道的活動を展開しています。

こうした赤十字の事業は皆様からお寄せいただく社資が主な財源となっています。

そのため、毎年5月・6月の2ヶ月間を「赤十字運動月間」として赤十字の事業について広くお知らせし、多くの方に赤十字活動資金にご協力いただけるよう、お願いをしているところです。

尚、一世帯あたりの募集金額につきましては目標額であり、強制するものではありませんが、この趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう申し添えさせていただきます。

## 記

1. 募集金額    活動社資            一世帯あたり    500 円
2. 納入方法    それぞれ区長さんを通じて納入ください。

お問い合わせ先  
一宮町社会福祉協議会  
住所 一宮町一宮 1865  
電話 42-3424



# 災害からいのちを守る赤十字



絶え間なく起こる災害や紛争—

それらは人びとの尊いいのちや財産を一瞬にして奪い去ります。

赤十字は190の国や地域に広がる世界的ネットワークを生かし、  
人びとの苦痛を軽減し、予防するためのさまざまな活動を行っています。



ハートちゃん

みなさまの  
ご協力  
をお願いします。

千葉ロッテ  
マリーンズも  
赤十字の活動を  
応援しているよ!



マークくん © CLM.

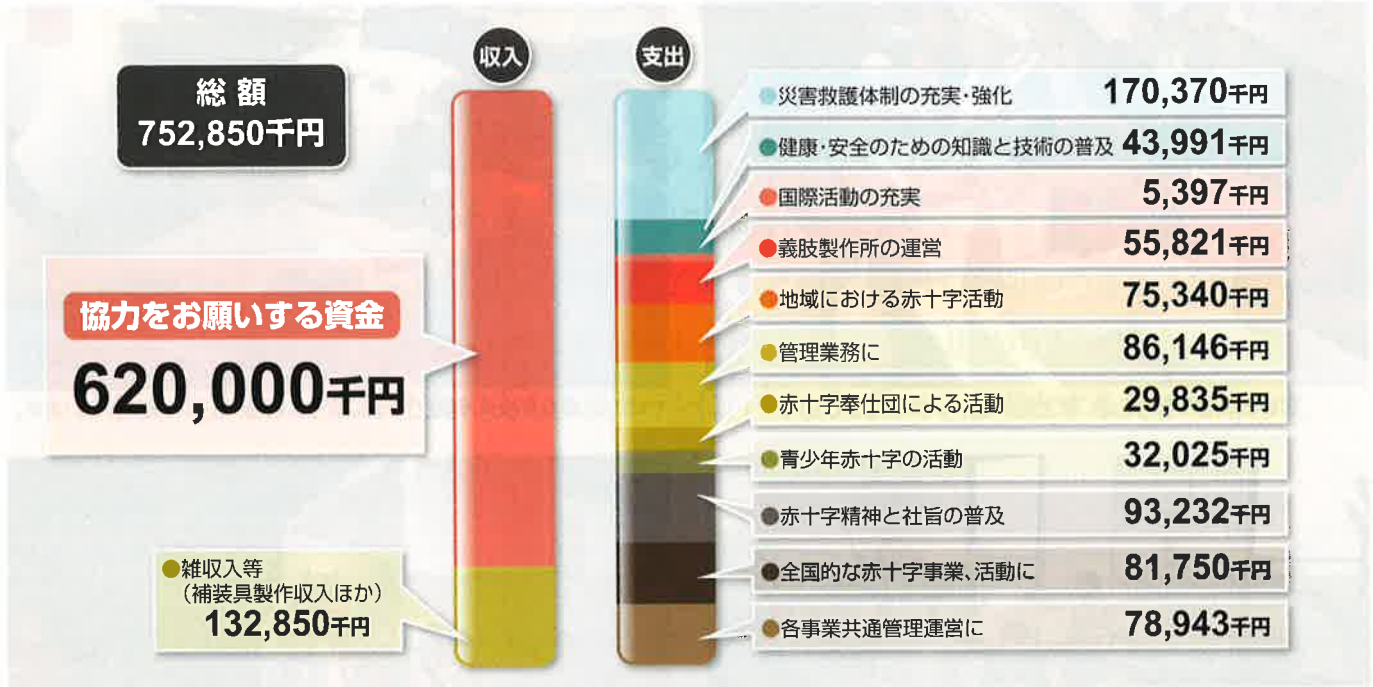
**5月・6月は赤十字運動月間です。**

日本赤十字社

検索

TEL : 043-241-7531

平成29年度に皆様からお寄せいただく資金で次のような活動を行います。  
(総額と内訳)



～赤十字活動は、皆様の温かいご支援により支えられています。～  
赤十字活動資金にご協力ください。

## 日本赤十字社の活動資金

赤十字の活動は、県民の皆様にお寄せいただく活動資金によって行われています。

- 赤十字活動資金へのご協力は、一人ひとりの自由意思でお願いするもので強制ではございません。
- 赤十字活動資金へのご協力は、自治会、町内会等を通じてお願いしている方法のほか、郵便局や銀行口座からのお振り込み、口座引き落とし、クレジットカードによる方法もごございます。
- ご支援者の方々は、年に500円以上を目安としたご協力により、赤十字の会員の一員として、日本赤十字社の活動への継続的な支援をお願いしております。なお、年2千円以上のご協力をいただける方々は、支援者として登録させていただき、赤十字事業の活動内容をよりご理解いただけるよう、機関誌などを送付します。

※これまで赤十字の支援者を「社員」とお呼びしていましたが、平成29年4月から「会員」と改めます。支援いただける皆様は、単なる協力者ではなく、赤十字のかけがえのないパートナーです。今後も、皆様にとってわかりやすい、参加しやすい赤十字を目指します。

※お問い合わせ・お申込みについては、各市区町村の赤十字窓口または下記までご連絡ください。

## ご寄付に対する 税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してなされる寄付金(活動資金)については、その公益性から、税制上の優遇措置があります。

### 個人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
所得税 (所得控除)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税 (非課税)	相続により取得した財産(全部または一部)を寄付した場合、寄付した相続財産の価格が相続財産から除外されます。

### 法人に対する税制上の優遇措置

優遇区分	措置の内容等
法人税	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

日本赤十字社は「人間のいのちと健康、尊厳を守る」人道的活動を展開しております。詳しい活動内容については、下記のホームページをご覧ください。